

平成 28 年 度

大 阪 市 決 算 審 査 意 見 書

大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

（公営企業会計及び準公営企業会計を除く。）

基 金 の 運 用 状 況 審 査 意 見

財 産 区 決 算 審 査 意 見

目 次

平成 28 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

	頁
第1 審 査 の 対 象	1
第2 審 査 の 方 法	2
第3 審 査 の 結 果	2
意 見	3
(1) 総括意見	3
(2) 一般会計意見	5
ア 未収金について	5
イ 生活保護について	8
ウ 財産の管理及び有効活用について	15
エ 区画整理事業等について	20
オ ICT経費について	24
カ 公の施設の指定管理について	27
キ 地域活動協議会における中間支援組織等のあり方について	28
ク 個人情報に係る事務処理誤り等の防止について	29
ケ 時間外勤務の削減について	30
コ 公立大学法人大阪市立大学について	32
(3) 特別会計意見	34
ア 国民健康保険事業会計について	34

平成 28 年度基金の運用状況審査意見

	頁
1 審査の対象	39
2 審査の方法	40
3 審査の結果	40

平成 28 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算審査意見

	頁
1 審査の対象	43
2 審査の方法	44
3 審査の結果	44

凡 例

- 1 文中に用いる金額は 1 億円又は 100 万円単位で表示し、原則として単位未満を切り捨てている。
- 2 各図表中に用いる金額は表示単位未満を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び各図表中に用いる比率（％）は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、構成比において合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 特別会計は政令等特別会計及び公債費会計である。

監 第 5 1 号
平成 29 年 9 月 28 日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	木 下 誠
同	荒 木 幹 男

平成 28 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見の提出について

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、公営企業会計及び準公営企業会計を除く平成 28 年度大阪市各会計歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 28 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

第 1 審 査 の 対 象

1 一般会計

平成 28 年度 大阪市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

平成 28 年度 大阪市食肉市場事業会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市駐車場事業会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市母子父子寡婦福祉貸付資金会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市国民健康保険事業会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市心身障害者扶養共済事業会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市介護保険事業会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

平成 28 年度 大阪市公債費会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第2 審査の方法

平成 28 年度各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、会計管理者及び各所属が保管する関係書類との照合により審査した。

また、歳入歳出予算の執行状況について関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査した。

関係書類の審査については、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、審査を効果的かつ効率的に実施するためリスク・アプローチ^(注)に基づき実施した。

(注) リスク・アプローチ：固有リスクと内部統制の識別及び評価により本市の行政に関わる残存リスクを把握し、その程度に応じた監査の手続、実施時期及びその範囲を決定する監査の手法を言う。

第3 審査の結果

平成 28 年度各会計歳入歳出決算書、その他前述の書類の計数については、いずれも正確であると認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、おおむね適正であると認められた。

審査意見は、次のとおりである。

意見

(1) 総括意見

平成28年度における一般会計の歳入は1兆5,833億円、歳出は1兆5,818億円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は14億円の財源剰余、翌年度繰越事業費所要財源を差し引いた実質収支は、昨年度とほぼ同額の4億円の財源剰余となった。また、一般会計、政令等特別会計を併せた本市財産（道路や河川敷等、また公営企業会計・準公営企業会計で保有するものを含まない）のうち、平成28年度末現在で、土地は売却処分等により前年度比15万㎡減の2,990万㎡、建物は特別支援学校の大阪府への移管等により前年度比10万㎡減の1,326万㎡となっている。

大阪府内の雇用状況は改善の兆しが見られるものの、依然として企業の大阪府外への流出も続く（表－1－1）など経済環境の好転が見込めないこともあり、市税収入も、ピークであった平成8年度の7,776億円と比較すると平成28年度は6,595億円と低い水準にとどまっている（表－1－2）。一方、高齢化の急速な進展は社会保障関連の歳出増大を余儀なくさせ、さらに、本市所管施設の老朽化に伴う更新投資やうめきた2期事業、淀川左岸線整備なども、歳出増加の要因となっている。これらを前提に平成29年2月に財政局が試算した「今後の財政収支概算（粗い試算）」によれば、平成29年度からの10年間で1,010億円の通常収支不足が生じるとされている（表－1－3）。

こうした厳しい財政状況下で、市民への行政サービス水準を低下させることなく維持するためには、更に効率的、効果的に行財政を運営する必要がある。

しかし、本年5月に提出した平成28年度監査委員監査総括報告書で言及したとおり、要綱等自ら定めたルールの遵守という基本動作の欠如に端を発し、補助金交付や契約管理等における不適正な事務処理事案が散見されている。加えて、依然として所属毎の縦割り主義が解消されず、結果的に不適切な資産管理等の諸問題も発生している。

この背景に、幹部を含む職員に、本市を取り巻く厳しい環境への危機感が欠如しており、それが業務遂行における緊張感と責任感を希薄化せしめ、さらに、所属縦割り主義による弊害への感度の低下を招いていることがあるのではと推察するものである。

現状の早急な改善に向け、組織規律の観点と言うまでもなく効率性追求の観点からも、仮に懈怠や不作為に起因する不適正な事務処理事案が発生した場合には、管理者責任も含め厳しく対処されるべき課題である。

また、本市資産は現在まで築き上げてきた市民の財産であることは論をまたない。特に上述のとおり本市が保有する土地2,990万㎡は市域全体面積の13.3%にも及ぶものであり、未利用地（平成29年6月30日現在で856件、約287万㎡、ただし一般会計等・公営企業会計・準公営企業会計を含む全会計。）の有効活用等財産管理に代表される全市的課題については、本市全体

を俯瞰し、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズを踏まえた将来のまちづくりに資するよう、権限と責任を明確にした上で、所属横断的に一元管理することが効率的、効果的な行財政運営への一歩となると考える。

厳しい環境にさらされている地方公共団体は本市に限らず、むしろ、我が国の地方公共団体全体が、時代の転機に差し掛かっていると言えよう。

本市においても、今後の環境変化に適合した地方公共団体のあり方を模索し、新たな発想で市民生活と福祉の向上に必要な組織や事業のあり方を見極め、それを短期・中長期の計画に反映させていくことが肝要である。

いつの時代にあっても、市政は市民から徴収した市税等を原資として成り立っている点を忘れることなく、常に市民への説明責任を念頭に置き、事業実施に取り組まれない。

表 - 1 - 1 大阪府から本店所在地の転出が判明した企業及び
大阪府への転入が判明した企業の推移

(単位：件数)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
転入件数	132	149	146	156	155	164	156	141	146	157
転出件数	251	238	256	244	251	218	232	198	210	210
転入－転出	△ 119	△ 89	△ 110	△ 88	△ 96	△ 54	△ 76	△ 57	△ 64	△ 53

(注) 出典：株式会社帝国データバンク 「大阪府・本社移転企業調査（2016年）」

表 - 1 - 2 市税収入の推移

(単位：億円)

平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
7,776	7,752	7,387	7,130	6,865	6,655	6,350	6,130	6,185	6,286	6,526

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
6,785	6,708	6,236	6,260	6,361	6,270	6,419	6,593	6,601	6,595

表 - 1 - 3 通常収支不足額の推移（一般会計）

(単位：億円)

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	合計
199	262	182	79	85	36	9	11	60	87	1,010

(注) 出典：「今後の財政収支概算（粗い試算）」（大阪府財政局 平成29年2月版）

(2) 一般会計意見

ア 未収金について

● 確認した事実等

未収金対策にかかる各局の取組を総括的に指導・調整し、また進行管理の機能を果たすために、平成 20 年 4 月に全庁的な組織として大阪市債権回収対策会議（事務局：財政局）が設置された。同会議では「新たな未収金を極力発生させないこと」及び「既存未収金を解消させること」を主要方針に掲げ、未収金対策に取り組んでいる。

平成 27 年度から取組を進めてきた債権管理・回収業務支援弁護士による研修会や個別の事案相談及び O J T 等を通じた徴収事務担当者の育成を、平成 28 年度も引き続き実施している。

また、新たな未収金を極力発生させない取組として、平成 28 年度からは、市税（収入済件数 740 万件、収入済金額 6,595 億円）のクレジット収納（平成 28 年度実績：利用件数 5,123 件、収納金額 1 億 9 千万円（「市政改革プラン 2.0」における目標 15,000 件））等を実施している。

さらに、平成 28 年度の全市的な既存未収金を解消させる取組として、平成 27 年度決算審査意見として述べた徴収業務重点化・徴収コスト・管理コストを勘案して、平成 27 年度決算における過年度の未収金 353 億円について、法的手続を含む徴収対策に取り組む回収債権（216 億円）と債務者が生活困窮状態で回復が望めないなど回収が極めて困難な整理債権（137 億円）に分類し（表－2）、それぞれの債権の状況に応じた徴収対策を実施している。

しかし、平成 28 年度末の未収金残高は 478 億円（現年度分 150 億円、過年度分 328 億円）であり（表－2）、「市政改革プラン 2.0」で設定している 465 億円（現年度分 155 億円、過年度分 310 億円）以下という目標が達成されておらず、依然として未収金残高が他都市を大きく上回っている実状である（表－3）。

これは、現年度分については目標を達成していたが（平成 27 年度末：158 億円→平成 28 年度末：150 億円）、過年度分について、徴収対策に取り組む回収債権は減少したものの（平成 27 年度末：216 億円→平成 28 年度末：185 億円）、財産調査の結果により債務者が生活困窮であると判明したこと等により回収が極めて困難な整理債権が増加していること（平成 27 年度末：137 億円→平成 28 年度末：143 億円）等を理由として目標を達成できなかったことによるものである（表－2）。

さらに、未収解消額については、その半分程度が不納欠損等として毎年処理されており、平成 28 年度では、未収解消額 183 億円のうち 89 億円が不納欠損等として処理されている（表－4）。また、この不納欠損等の中で 64 億円が時効によるものであるが、そのうち財産調査等により行方不明・生活困窮等であると判断した上で実施すべき滞納処分の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成したものが、49 億円にのぼっている。

表 - 2 未収金残高の推移（全会計）

（単位：億円）

	平成24年度 (25年5月末)	平成25年度 (26年5月末)	平成26年度 (27年5月末)	平成27年度 (28年5月末)	平成28年度 (29年5月末)
現年度	193	188	181	158	150
過年度	427	392	371	353	328
回収債権	311	277	248	216	185
整理債権	116	115	123	137	143
全会計	620	580	552	511	478

未収解消額 228億円 現年度未収 +188億円 合計 40億円	未収解消額 209億円 現年度未収 +181億円 合計 28億円	未収解消額 199億円 現年度未収 +158億円 合計 41億円	未収解消額 183億円 現年度未収 +150億円 合計 33億円
--	--	--	--

- （注） 1 平成 28 年度の主な内訳は、国民健康保険料 174 億円、市税 119 億円、生活保護費返還金 86 億円、介護保険料 22 億円
- 2 「市政改革プラン2.0」で設定している平成28年度の未収金残高の目標は465億円（現年度分155億円、過年度分310億円）

表 - 3 未収金残高及び不納欠損額の他都市状況（一般会計、政令等特別会計）

（単位：億円、％）

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額
大阪市	610	△ 5.7	116	571	△ 6.4	113	544	△ 4.7	102	505	△ 7.2	92
横浜市	488	△ 4.1	88	467	△ 4.3	85	444	△ 4.9	69	417	△ 6.1	67
名古屋市	236	△ 9.9	42	210	△ 11.0	36	188	△ 10.5	29	172	△ 8.5	24

（注） 公営企業会計・準公営企業会計の未収金残高及び不納欠損額は含まれていない。

表 - 4 要因別未収解消額の推移（全会計）

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
債務者から徴収	107	102	96	102	94
不納欠損（注） ¹ 等	126	126	113	97	89
時効による不納欠損	－	－	－	79	64
うち滞納処分の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成したもの	－	－	－	56	49
合計	233	228	209	199	183

（注） 1 不納欠損とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として計上される。

2 不納欠損の内訳については、平成27年度から財政局において集約している。

【意見】

他都市との比較においても依然として未収金残高は大きく、市民の負担の公平性・公正性の確保を図る観点から、引き続き全庁的な未収金対策を積極的に推進することが求められる。特に、新たな未収金を生じさせないことが重要であり、そのためにも口座振替等の取組を強化するとともに、平成 28 年度から実施している市税のクレジット収納の勧奨については、「市政改革プラン 2.0」における目標（平成 29 年度目標 60,000 件）の達成に向けて取り組まれない。また、未収が発生した場合は、迅速な初期対応が肝心であり、早期の徴収に努められたい。

さらに不納欠損について言えば、滞納処分の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成したため不納欠損処理を余儀なくされた額が 49 億円と、不納欠損総額の 55%に達している。財産調査、滞納処分、滞納処分の執行停止等規定に沿った手続が行われていれば、相当額が回収できた可能性もあり、財政局は、各所属に対して規定された手順の遵守を指導するとともに、その遵守状況ならびに最終処理状況の適正性を適時モニタリングされたい。

未収金全般について、昨年度に比して 33 億円減少しているが（511 億円→478 億円）、「市政改革プラン 2.0」で設定している目標を達成できていないことから、財政局は、各所属が債務者の状況を精査し次の 3 点を勘案した内部統制プロセスを整備・運用した上で、効率的に徴収業務を行っているかを把握し、大阪市債権回収対策会議などを活用の上、引き続き指導的な役割を果たされたい。

■ 徴収業務重点化

（債務者ごとの資力、資産、負債の状況等を分析し、重点的に徴収業務を実施する。）

■ 徴収コスト

(債権金額と取立てに要する費用〔訴訟費用、弁護士費用等〕とを勘案した上で、徴収業務を実施する。)

■ 管理コスト

(定期的に行う財産調査などに要する徴収職員の人件費等を勘案した上で、徴収業務を実施する。)

(財政局)

イ 生活保護について

● 確認した事実等

<被保護世帯数の状況>

被保護世帯数は、全国的には全体として増加しているが、これは稼働年齢世帯について減少傾向が続いているものの、高齢者世帯の増加が稼働年齢世帯の減少を上回っていることによる(表-5④)。

一方、本市においては、被保護世帯数全体では前年度比1,151世帯(1.0%)減の116,158世帯となっている(表-5①)。これは、高齢者世帯は前年度比1,672世帯(2.6%)の増となったが、稼働年齢世帯はそれを上回る前年度比2,785世帯(5.2%)の減となったことによる。

稼働年齢世帯の減少は、この間の就労自立支援の取組の効果もあるものの(表-5②、③)、有効求人倍率の増加が顕著であることから(表-6)、主として雇用環境の改善が背景にあるものと推測される。被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合は平成29年3月時点で42.7%と、政令指定都市平均50.7%を下回る水準となっている(図-1)が、本市の保護率は5.35%となっており、依然として政令指定都市平均(2.36%)の2倍を超える高率で推移している(図-2)。

表 - 5 被保護世帯数等の状況

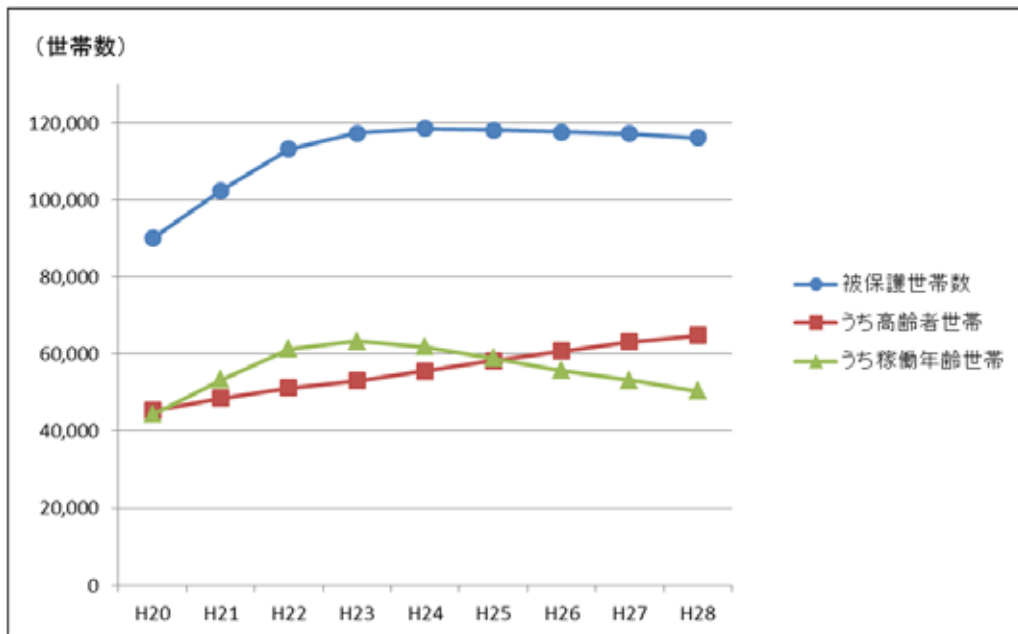
大阪市の被保護世帯数の推移（年度平均）

（単位：世帯、％）

	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年3月
被保護世帯数	90,040	102,483	113,209	117,374	118,592	118,253	117,611	117,309	116,158	115,834
うち高齢者世帯	45,390	48,639	51,205	53,106	55,664	58,245	60,800	63,181	64,853	65,627
構成比率	50.4	47.5	45.2	45.2	46.9	49.3	51.7	53.9	55.8	56.7
うち稼働年齢世帯	44,359	53,411	61,318	63,394	61,944	58,947	55,827	53,219	50,434	49,444
構成比率	49.3	52.1	54.2	54.0	52.2	49.8	47.5	45.4	43.4	42.7

（注）・構成比率について、「高齢者世帯」と「稼働年齢世帯」の合計で100%にならないのは、「被保護世帯数」に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

・平成21年度以降は、リーマンショック（平成20年9月15日に米国投資銀行であるリーマンブラザーズ・ホールディングスが破綻したことに端を発した世界的金融危機）を契機として急増している。



大阪市保護開始世帯数及び保護廃止世帯数の推移（年度累計）

（単位：世帯）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護開始	23,184	21,235	18,176	18,102	15,908
保護廃止	22,744	21,656	18,529	18,892	16,643
働きによる収入の増加等	1,978	1,971	1,876	1,895	1,604
就労自立支援（市事業）	239	229	253	247	209
死亡・失踪	6,724	6,402	6,292	6,220	6,022
一時的扶助	458	809	1,105	1,009	1,166
転出	3,809	3,722	3,689	3,790	3,678
その他	9,775	8,752	5,567	5,978	4,173

大阪市の就労自立支援（総合就職サポート事業）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支援者数（人）	7,145	6,513	5,887	5,429	5,192
就職者数（人）	4,535	4,403	4,019	3,741	3,537
就職率（％）	63	68	68	69	68
効果額 ^{（注）1} （百万円）	1,451	1,313	1,013	893	799
決算額 ^{（注）2} （百万円）	773	781	627	596	560

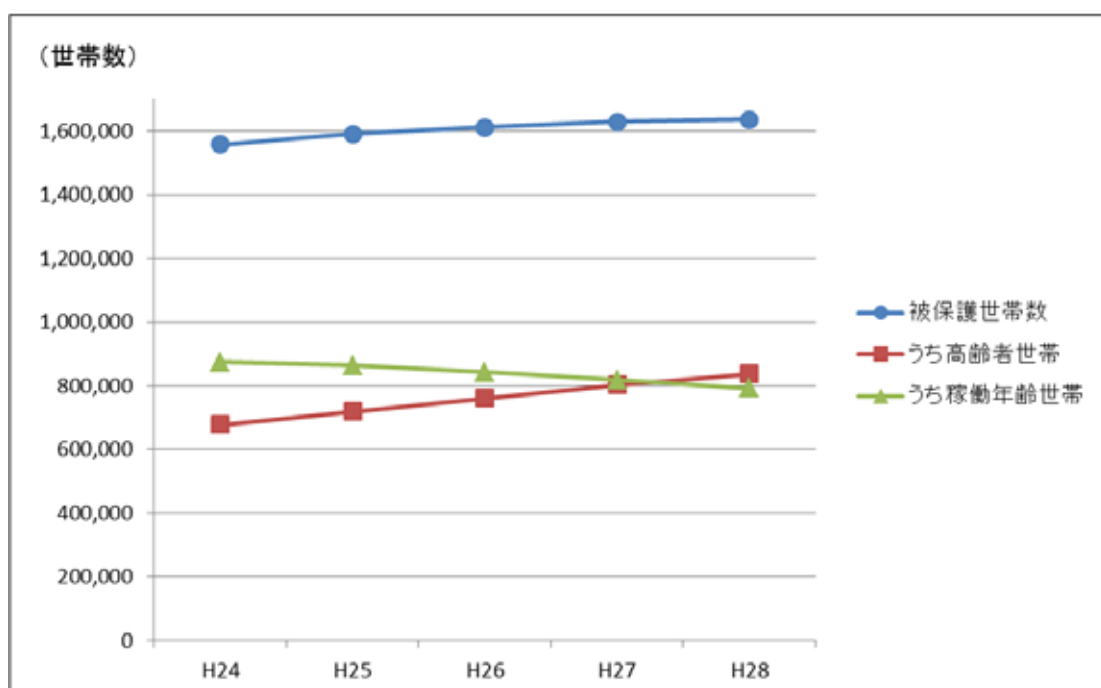
（注）1 就労による生活保護費の減少額

2 総合就職サポート事業に係る委託額

全国の被保護世帯数の推移（年度平均）

（単位：世帯、％）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保護世帯数	1,558,510	1,591,846	1,612,340	1,629,743	1,637,183
うち高齢者世帯	677,577	719,625	761,179	802,811	837,008
構成比率	43.5	45.2	47.2	49.3	51.1
うち稼働年齢世帯	874,130	864,294	842,904	818,545	791,610
構成比率	56.1	54.3	52.3	50.2	48.4



他都市の被保護世帯数の推移（年度平均）

（単位：世帯、％）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年 3月
横浜市	被保護世帯数	50,678	51,787	52,518	53,311	53,609	53,808
	うち高齢者世帯	22,384	23,605	24,791	25,945	26,754	27,161
	構成比率	44.2	45.6	47.2	48.7	49.9	50.5
	うち稼働年齢世帯	28,195	28,082	27,626	27,260	26,744	26,546
	構成比率	55.6	54.2	52.6	51.1	49.9	49.3
名古屋市	被保護世帯数	36,889	37,872	38,149	38,439	38,562	38,574
	うち高齢者世帯	15,437	16,489	17,488	18,432	19,124	19,450
	構成比率	41.8	43.5	45.8	48.0	49.6	50.4
	うち稼働年齢世帯	21,297	21,180	20,394	19,771	19,191	18,903
	構成比率	57.7	55.9	53.5	51.4	49.8	49.0

表 - 6 全国と大阪府の有効求人倍率（各年度10月）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全 国	0.80倍	0.98倍	1.10倍	1.24倍	1.40倍
大阪府	0.80倍	0.99倍	1.10倍	1.23倍	1.43倍

（注） 原数値から季節変動を除去した季節調整値である。

図 - 1 被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合 各都市比較（平成29年3月時点）

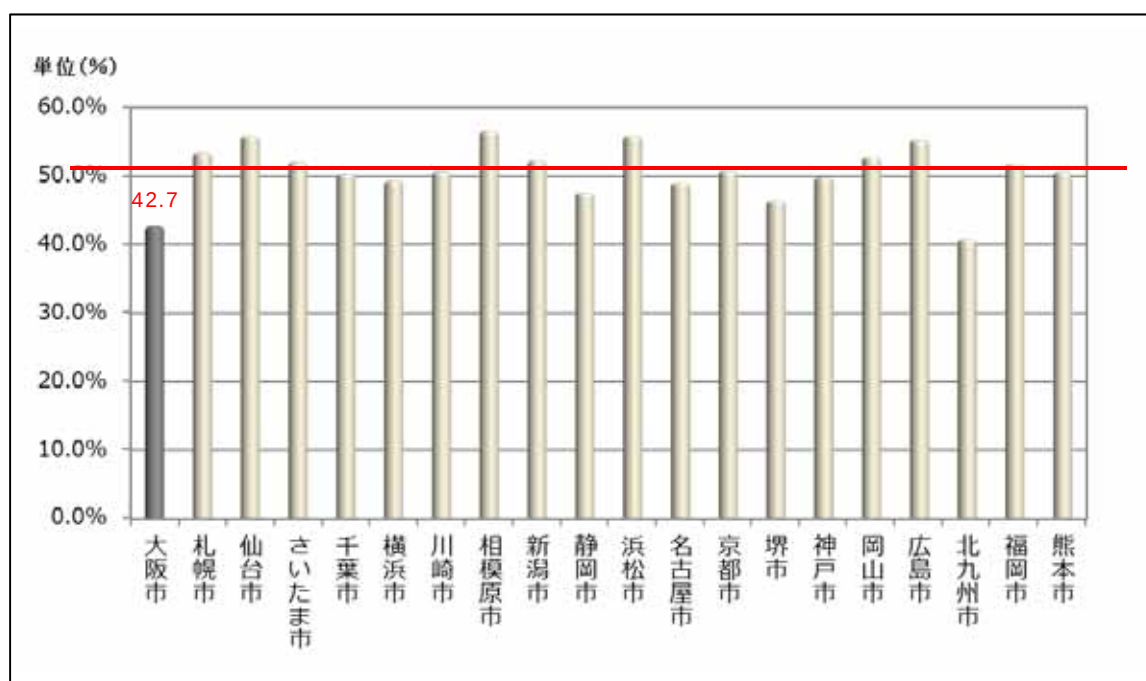
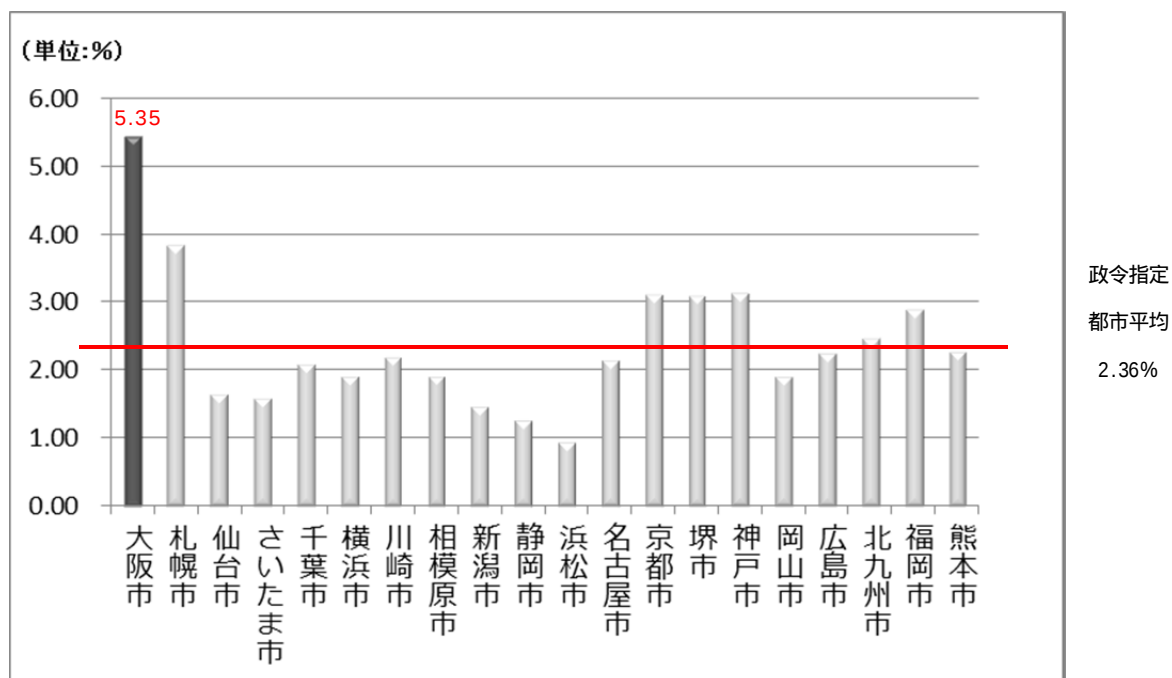


図 - 2 保護率（被保護世帯数）各都市比較（平成 29 年 3 月時点）

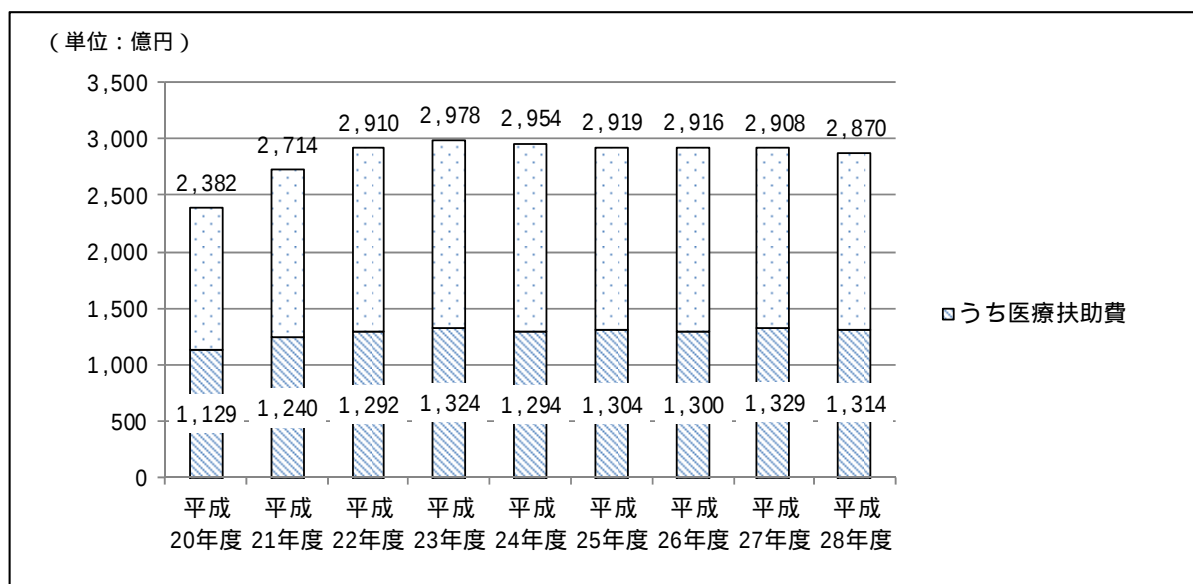


<生活保護費の状況>

28年度の本市の生活保護費は前年度比38億円（1.3%）減少し2,870億円となっており、平成23年度をピークに若干の減少傾向にある（図－3）。生活保護費は、生活扶助費（949億円）、住宅扶助費（490億円）、医療扶助費（1,314億円）、介護扶助費等（117億円）で構成されており、とりわけ、医療扶助費が生活保護費全体の45.8%を占めている（図－4）。

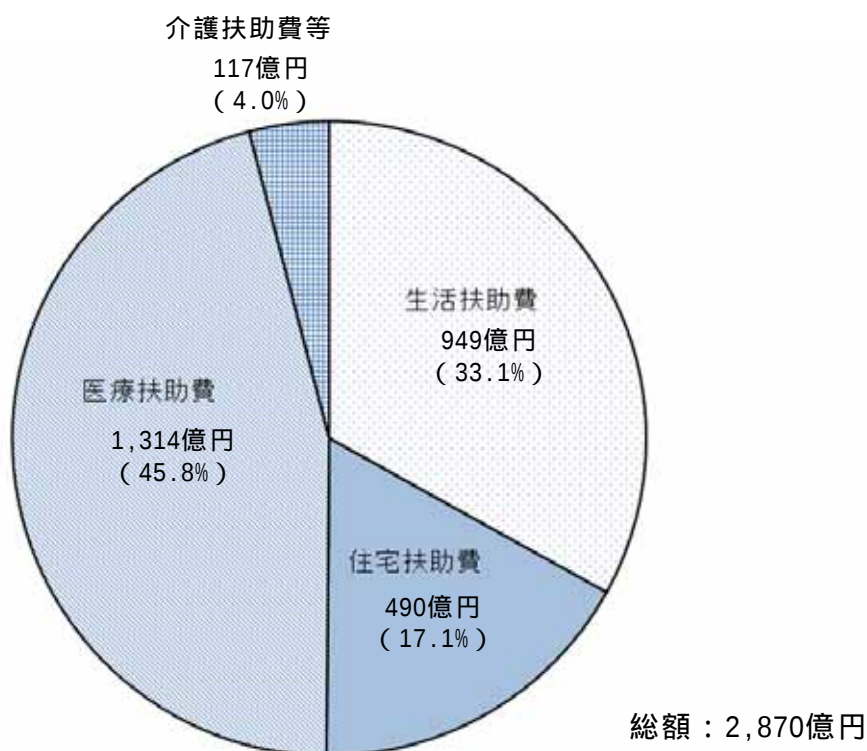
なお、平成27年度における生活保護受給者の1人当たりの医療扶助費901,738円は、生活保護を受給していない者の国民健康保険及び後期高齢者医療を合わせた1人当たりの医療費575,093円と比べて、1.6倍となっている（表－7）。

図 - 3 大阪市生活保護費の推移



(注) 平成21年度以降は、リーマンショック（平成20年9月15日に米国投資銀行であるリーマンブラザーズ・ホールディングスが破綻したことに端を発した世界的金融危機）を契機として急増している。

図 - 4 大阪市生活保護費の内訳（平成28年度）



(参考) 大阪市及び他都市生活保護費の状況

(単位：億円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
札幌市	生活保護費合計	1,283	1,293	1,295	1,296	1,292
	うち医療扶助費	592	600	596	629	620
	構成比率	46.1	46.4	46.0	48.5	48.0
横浜市	生活保護費合計	1,233	1,243	1,267	1,287	1,286
	うち医療扶助費	478	488	501	524	528
	構成比率	38.8	39.2	39.5	40.7	41.0
名古屋市	生活保護費合計	830	843	846	848	842
	うち医療扶助費	367	378	378	389	382
	構成比率	44.3	44.8	44.7	45.8	45.3
広島市	生活保護費合計	444	448	442	445	431
	うち医療扶助費	184	190	186	197	193
	構成比率	41.4	42.4	42.1	44.2	44.7
福岡市	生活保護費合計	784	795	804	812	795
	うち医療扶助費	389	397	401	413	399
	構成比率	49.6	50.0	49.9	50.9	50.2
大阪市	生活保護費合計	2,954	2,919	2,916	2,908	2,870
	うち医療扶助費	1,294	1,304	1,300	1,329	1,314
	構成比率	43.8	44.7	44.6	45.7	45.8

表 - 7 大阪市生活保護の1人当たり医療扶助費と

国民健康保険・後期高齢者医療の1人当たり医療費（平成27年度）

	医療扶助費 (年度合計)	被保護者数 (年度平均)	1人当たり 年間医療扶助費
生活保護の医療扶助費	132,850百万円	147,327人	901,738円

	医療費 (年度合計)	被保険者数 (年度平均)	1人当たり 年間医療費
国民健康保険	261,008百万円	748,173人	348,861円
後期高齢者医療	336,708百万円	291,165人	1,156,416円
国民健康保険・後期高齢者医療(合計)	597,716百万円	1,039,338人	575,093円

(注) 国民健康保険・後期高齢者医療の医療費は本人負担分を含む。

【意見】

本市の被保護世帯数は平成24年度をピークに、また、生活保護費は平成23年度をピークに徐々に減少を続けているものの、リーマンショック以前（平成20年度）の水準まで減少しておらず、依然として高どまりの状況が続いており（図－3）、雇用環境の更なる改善が何より待たれるところであるが、併せて就労自立支援や医療扶助費の適正化対策などの強化が求められている。

福祉局は、引き続き区保健福祉センターと事業者との連携による総合就職サポート事業等の就労自立支援の取組を徹底し、就職者数の増加、職場定着率の向上に注力されたい。

また、医療扶助費適正化の取組としては、現在、電子レセプトデータを活用したレセプトの内容点検、頻回受診及び訪問診療が多いなど特徴的な傾向のある医療機関等に対して個別指導を実施しているが、今後もそれらの取組を強化するとともに、後発医薬品の使用割合の更なる向上に取り組まれない（後発医薬品使用割合：平成28年3月時点61.9%→平成29年3月時点72.0%）。さらに、医薬品の重複処方を避けるための工夫や、1人当たりの医療扶助費が国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費と比べて高額となっていることの要因分析を行った結果も踏まえ、生活保護費全体の45.8%を占める医療扶助費（1,314億円）の適正化を一層進められたい。

加えて、平成30年度に予定されている生活保護法の改正を見据え、医療費の一部自己負担制度の導入など国に対して効果的な働きかけを行われたい。

(福祉局)

ウ 財産の管理及び有効活用について

A) 未利用地の活用及び不法占拠について

● 確認した事実等

本市保有の土地は、平成28年度末現在で6,263万㎡（全会計：一般会計・政令等特別会計5,192万㎡^(注)、公営企業会計・準公営企業会計1,071万㎡）となっており（図－5）、教育・文化・スポーツ施設、社会福祉・保健施設、庁舎・事務所、道路、公園などに利用している。

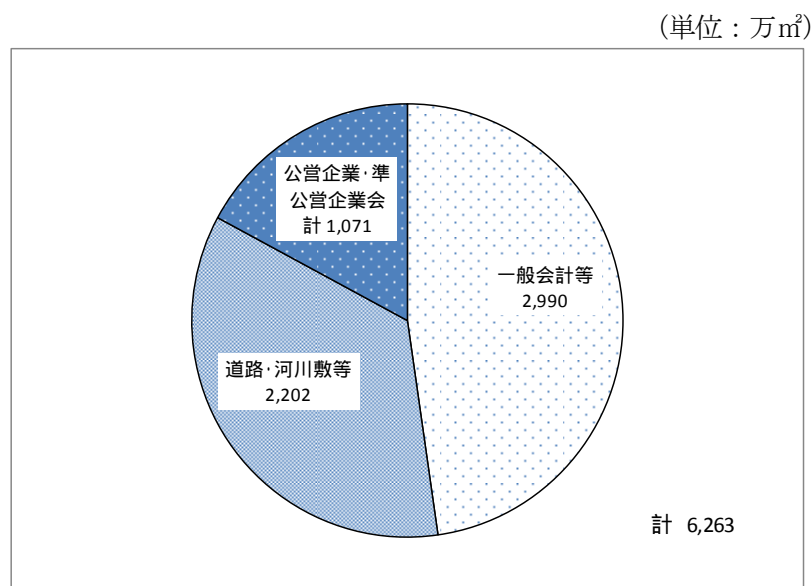
（注） 3ページに記載の数値（2,990万㎡）は、平成28年度大阪市財産に関する調書の数値であり、これに道路や河川敷等を加えると5,192万㎡となる。

一方、利用目的の終了などによる未利用地も存在するため、本市は、平成19年度に策定された「大阪市未利用地活用方針」に基づき、それらの処分や活用を進めてきた。

平成19年度当時は852件・約255万㎡であった未利用地は、その後、平成28年度末までの累計（全会計）で、746件・約207万㎡の処分と323件・約182万㎡の活用が行われたが、一方、都市計画の見直し等に伴う公用廃止などで新たに未利用地に895件・約424万㎡が追加されたことにより、平成29年6月末時点の未利用地の状況は、856件・約287万㎡となっている（図－6）。このうち1,000㎡以上のものは、355件・約267万㎡^(注)（甲子園球場およそ70個分）となっている。

（注） 出典：資産流動化プロジェクト用地チーム「大阪市未利用地活用方針一覧（平成29年6月30日現在）」

図－5 土地の内訳



（注） 未利用地（約287万㎡）は、道路・河川敷等を除いた面積に含まれる。

図 - 6 未利用地の状況

	平成19年 6 月			平成29年 6 月	
	件数	面積		件数	面積
処分検討地	309	約121万 m ²	■ 処分 746件・約207万 m ² の減 ■ 活用 323件・約182万 m ² の減 ^(注) ■ 追加 895件・約424万 m ² の増	347	約162万 m ²
継続保有地	222	約26万 m ²		219	約28万 m ²
事業予定地	321	約108万 m ²		290	約97万 m ²
合計	852	約255万 m ²		856	約287万 m ²

(注) 平成19年6月以降の分割や実測による面積修正などについては、上記の矢印内の件数及び面積の増減にカウントしていないため、平成19年6月の数値に処分・活用・追加の各数値を加えても平成29年6月の数値とは一致しない。

また、本市では、不法占拠されている市有地の処理方針の検討や進捗管理等を行うために、不法占拠処理プロジェクトチームを設置しているが、不法占拠事案は、平成28年度末時点で472件（前年度比14件減）、約9,502 m²（前年度比235 m²減）が存在している（表 - 8）。

表 - 8 市有地の不法占拠状況

	市有地境界を越境している可能性のある件数		市有地境界を越境している件数		市有地境界を越境している事実を書面でも認めている件数		合計	
	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)
平成27年度末時点	336	約7,249	93	約1,802	57	約686	486	約9,737
平成28年度末時点	286	約6,845	104	約1,723	82	約934	472	約9,502

【意見】

本市の未利用地については、契約管財局が取りまとめを行っているものの、処分を含めた活用方法は、各所属が決定している実態がある。

しかし、大規模な未利用地の中には、複数所属が隣接して所管する一団の土地や、もと森之宮工場（ごみ焼却工場）等の存する大阪城東部地区等、活用方法を所管所属の個々の判断に任せるのではなく、全市一体的なグランドデザインを描いた上で、有効活用を検討すべきと考えられる土地等が存在している。

こうした未利用地については、既に平成28年度監査委員監査総括報告書にも記載しているとおり、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズを踏まえた将来のまちづくりに資するよう一元的に管理・活用する必要があると考えられるため、全市的な資産管理事務を所掌する部署を定めるなど、本市全体を俯瞰した上での対策を検討されたい。

なお、契約管財局は、引き続き次の点につき、各所属に対して適宜モニタリング等を実施した上で、指導的な役割を果たされたい。

- 未利用地の売却等活用に向けて、有効な取組が実施されているか
- 不法占拠事案の早期解消に向けて、個々の事案の影響度に応じた優先順位に従って、実効性のある取組が実施されているか

(契約管財局)

B) 公共施設の適切な管理について

● 確認した事実等

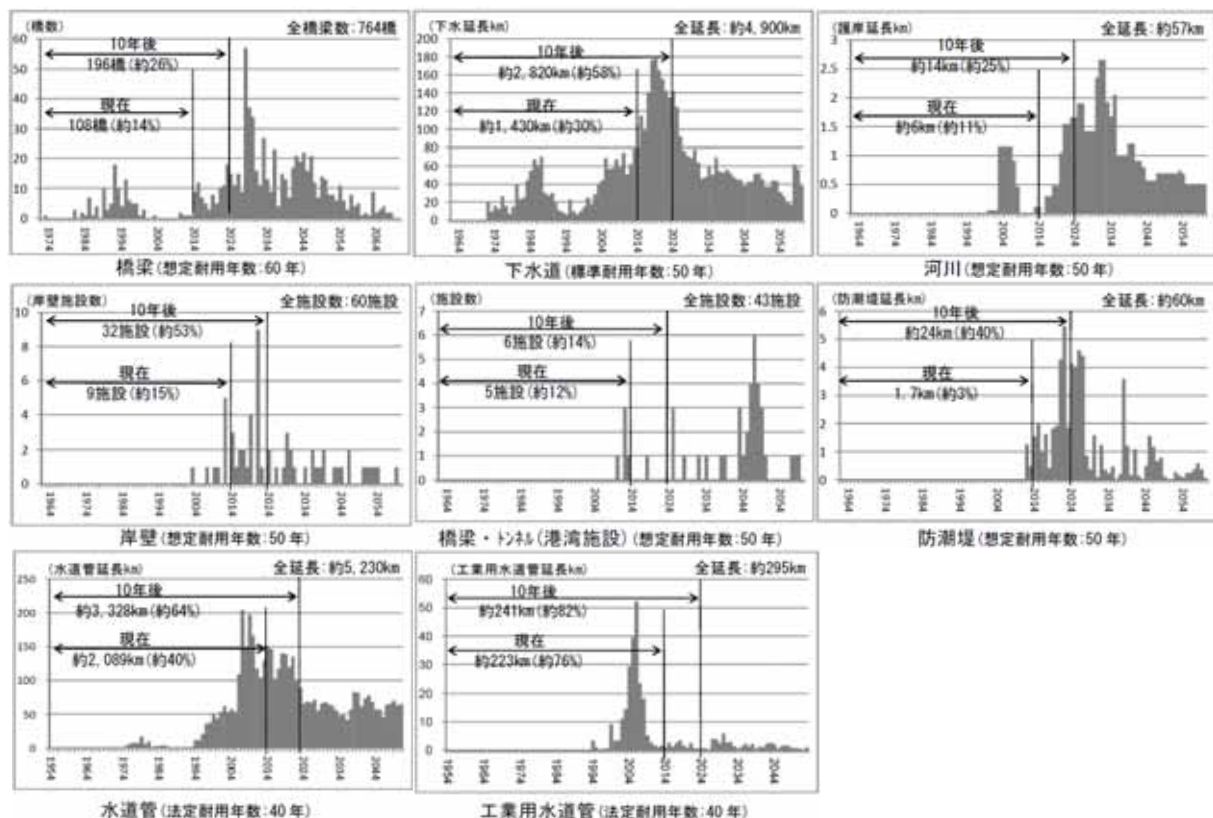
本市においては、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進める上での基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成 27 年 12 月に策定しており、これに基づき施設区分ごとに個別施設計画を策定することとしている。

基本方針によれば、本市が所有する公共施設（道路、橋梁等のインフラ施設と一般施設、市営住宅、学校園等の市設建築物）については、平成 26 年 4 月現在^{(注) 1}、インフラ施設は、道路の舗装が約 3,680 km、橋梁^{りょう}764 橋などとなっており、また、市設建築物は、2,811 施設、その延床面積が約 1,363 万㎡^{(注) 2}（いずれも全会計）となっている。また、これらは、高度経済成長期を中心に整備されたことから更新・建替えのピークを迎えようとしている（図－7、図－8）。

(注) 1 基本方針の数値は、その後更新されていない。

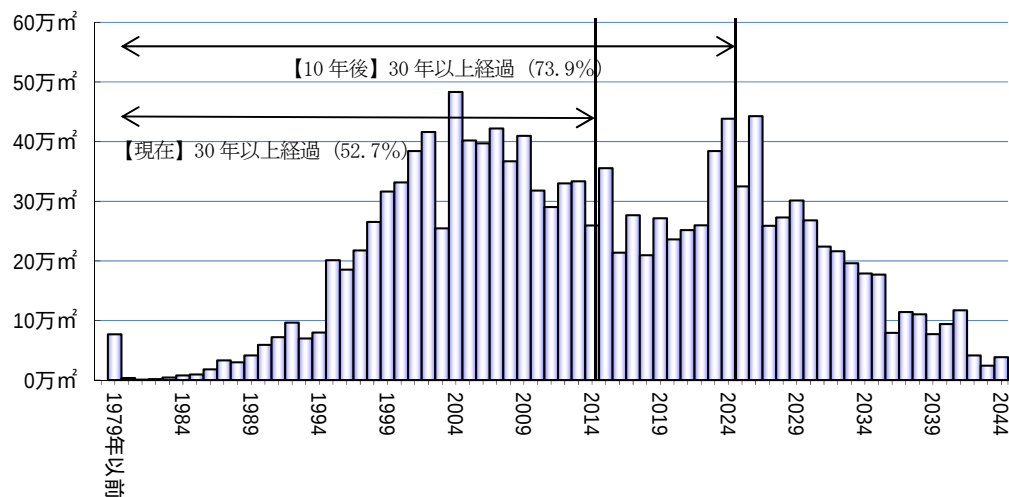
2 3 ページに記載の数値（建物：1,326 万㎡）は、平成28年度大阪市財産に関する調書の数値であり、時点が異なること及び公営企業会計・準公営企業会計で保有する建物等を含まないことから、基本方針に記載している数値とは一致しない。

図 - 7 インフラ施設の老朽化状況（平成26年4月）



(注) 基本方針より抜粋した。

図 - 8 市設建築物の老朽化状況（平成26年4月）



(注) 基本方針より抜粋し加工した。

また、平成 27 年 12 月時点の試算として、本市が保有する公共施設の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費が次のように示されている。

■ インフラ施設の維持管理・更新費の見込み（一般会計分）

今後 30 年間で年間 150 億円から 200 億円、平均 165 億円／年
（今後 30 年間の総額で 4,500 億円から 6,000 億円）

■ 市設建築物の修繕・建替費の試算（一般会計分）

今後 30 年間で年間 500 億円から 1,000 億円、平均 704 億円／年
（今後 30 年間の総額で 1.5 兆円から 3 兆円）

なお、インフラ施設については、橋梁^{りょう}や道路の舗装などの施設区分ごとに既に個別施設計画を策定し長寿命化を基本とした維持管理を実施している。

一方、市設建築物のうち市民利用施設や庁舎等といった一般施設については、規模の最適化・予防保全による長寿命化・多様な手法によるコスト縮減を基本的な考え方とする基本方針に係る具体的な取組として、各施設を所管する所属がそれぞれの方法で管理していた保全履歴を統一的かつ継続的に集約・蓄積する施設カルテを整備するとしている。「市政改革プラン 2.0」ではこの施設カルテについて、平成 28 年度から平成 30 年度末までの 3 年間で整備することとしている。

また、一般施設については、個別施設計画策定の前提となる「一般施設に係る将来ビジョンのとりまとめ」を「市政改革プラン 2.0」において平成 28 年度末までには市政改革室が策定するとしていた。しかし、この策定が遅れていることにより、個別施設計画策定に向けた工程にも遅れが見られるところである。

【意見】

上述の公共施設の維持管理・更新等にかかる経費は個別施設計画を策定し適切に管理することで軽減・平準化をめざすとしているが、公共施設を適切に維持管理するためのこうした経費が、今後、本市財政に大きな影響を与えることは明らかである。

この個別施設計画を精緻に策定するためにも、施設カルテは重要な基礎的情報である。本来施設カルテは建設当初から具備し、その後の修繕等の記録を随時追記しておくべきものであると考えるが、施設カルテの整備の遅れは、後の工程の遅れに直結する問題である。そのためにも、関係する所属は平成 30 年度末までの 3 年間で待つことなく、都市整備局と連携して、可及的速やかに施設カルテを整備されたい。

また、関係する所属は、今後の少子高齢化と人口減少の進展や将来の市民負担を十分勘案し、「一般施設に係る将来ビジョンのとりまとめ」を踏まえ、次の点について確実に実施されたい。

- 個別施設計画の早急な策定：施設の総量抑制・長寿命化
- 計画実施工程管理表の策定：公共施設の維持管理に関する財政負担の軽減・平準化
- 計画実施過程における適時な情報開示：市民に対する本取組に係る十分な説明

(ICT戦略室、人事室、24区役所、危機管理室、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、市民局、財政局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、政策企画室、市政改革室)

エ 区画整理事業等について

● 確認した事実等

- (a) 平成29年5月末現在、本市施行の区画整理事業では、2地区において事業を実施している(表-9)。建物移転の進捗率は、淡路駅周辺地区で99.6%、三国東地区で44.2%となっている。

表-9 実施中の区画整理事業の概要(本市施行・平成29年5月末時点)

	施行地区 の面積	事業開始年度	換地処分完了 予定年度	総事業費	建物移転 進捗率
淡路駅周辺地区	8.9ha	平成8年度	平成39年度	368億円	99.6%
三国東地区	39.1ha	平成12年度	平成32年度	474億円	44.2%

- (b) 平成6年度以降換地処分の終了している8地区のうち、此花西部臨海地区(表-10)については、当初計画では平成7年度から平成13年度までの事業施行期間、総事業費890億円(収支均衡)で事業実施としていたが、移転補償費の増や区画道路の新設などにより事業費が増大(966億円)した。

加えて、平成18年度に事業計画の見直しを行ったところ、地価下落による保留地売却代の減等により収支不足が確定的となったことから、平成19年度に年度別収支計画を策定し、保留地を事業用定期借地(20年間)として賃貸することで、収支の好転化に努めている。平成28年度末時点で支出見込み674億円(平成19年度から平成47年度までの公債償還経費等)、収入見込み474億円(保留地の賃貸料等)と、200億円の累積収支不足(年度別収支計画策定時〔平成19年度〕は226億円の収支不足)が見込まれており、起債利子の減少により前年度末時点の208億円より8億円好転している。

なお、都市整備局によれば、事業用定期借地の借地権者に対しての賃貸条件に係る訴訟が行われているが、現時点で裁判所からの勧告に示されている条件で和解となった場合、賃貸条件の変更に伴い、累積の収支不足は解消される見込みとのことである。（200億円の収支不足→43億円の収支剰余）

表 - 10 此花西部臨海地区区画整理事業の総事業費（平成7年度から平成47年度）

	施行地区 の面積	事業開始 年度	換地処分年度	総事業費	収支見込み額（注）2
当初計画 （平成7年度）	156.2ha	平成7年度	平成13年度	890億円 （収支均衡）	—
年度別収支計画策定時 （平成19年度）			平成18年度	966億円（注）1	<226億円の収支不足（注）3> 収入見込み額（453億円） <u>支出見込み額（679億円）</u> 差し引き（△226億円）
（参考） 平成27年度末時点					<208億円の収支不足> 収入見込み額（474億円） <u>支出見込み額（682億円）</u> 差し引き（△208億円）
（参考） 平成28年度末時点					<200億円の収支不足> 収入見込み額（474億円） <u>支出見込み額（674億円）</u> 差し引き（△200億円）

（参考）単年度収支見通し（平成19年度試算）

（単位：億円）

	平成19年度 ～平成27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成39 ～47年度	合計
単年度収支	△252	△32	△27	△16	△10	△9	△10	△13	△12	△11	△10	△7	183	△226

単年度収支見通し（平成29年6月試算）

（単位：億円）

	平成19年度 ～平成27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成39 ～47年度	合計
単年度収支	△241	△31	△13	△14	△6	△6	△10	△13	△12	△11	△9	△7	173	△200

（注）1 平成7年度当初計画以降の事業費76億円の増。

2 平成19年度から平成47年度までの期間の収支見込み額を算出。

3 地価の下落による保留地売却代の減等により、226億円の収支不足。

- (c) 過去に実施した本市施行による区画整理事業の清算交付金の財源である肩替地については、平成28年度末において、44件の不法占拠が残存する等により、平成27年度に引き続いて、平成28年度の売却実績はなかった（表－11）。

表 - 11 肩替地の売却実績の推移（平成24年度～平成28年度）

年度	平成23年度末残	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度末残
面積（㎡）	約4,521	約808	約848	約283	0	0	約3,174
金額（百万円）	435	45	62	84	0	0	386

（注）平成23年度末残の金額は当時の地価を考慮した金額であり、かつ面積も平成25年度に約591㎡の肩替地が追加されているため、平成23年度末残から平成24年度以降の売却面積・金額を引いても、平成28年度末残と一致しない。

- (d) 阿倍野地区市街地再開発事業においては、平成28年度の収支不足は116億円であり、事業全体で1,956億円の収支不足を生じる見込みである（表-12）。

本市では、当該事業において巨額の損失を発生させた反省を踏まえ、今後の大規模事業の実施に当たっては、事業の当初から民間の視点を入れチェックする仕組みを構築し、リスクマネジメントを強化することとしている。

表 - 12 阿倍野地区市街地再開発事業の収支見通し（平成28年度末時点）

（単位：億円）

	歳出計	歳入計	差引	資産価値	再差引
事業全体の収支 （昭和44年度～平成75年度）	10,676	8,560	△2,116	160	△1,956
（参考）うち平成28年度の収支	158	42	△116		

（参考）単年度収支見通し（平成29年6月試算）

（単位：億円）

	昭和44年度 ～平成27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成39 ～75年度	合計
単年度収支	△920	△116	△119	△163	△123	△133	△140	△84	△59	△48	△39	△29	△143	△2,116

【意見】

- (a) 三国東地区については、早期収束を図る必要があるが、平成28年度の建物移転は3.1%（41.1%→44.2%）の進捗に留まっており、現行の事業計画で予定されている平成32年度までに換地処分を実施することが非常に厳しい状況にある。したがって、換地処分予定年度及び総事業費を含めた事業計画の変更、それを前提とした収支の見直しも検討した上で、事業方針の見直しやその後の工程管理等総合的な検証を図られたい。

- (b) 此花西部臨海地区においては、上述のとおり事業用定期借地の借地権者に対する賃貸条件に係る訴訟が現時点の条件で和解となった場合、賃貸条件の変更に伴い、累積の収支不足は解消される見込みであるが、今後の社会情勢に留意した上で事業収支の改善に向け最大限努力されたい。

(c) 過去に実施した本市施行の区画整理事業の肩替地については、不法占拠の解消等により商品化作業を進め、早期売却に引き続き努められたい。

(d) 阿倍野地区市街地再開発事業においては、多額の収支不足が見込まれている。過去にもオークやオスカードリームなど土地信託事業における多額の和解金の支払い、または本市外郭団体の破綻に起因する特定調停により、多額の損失補償が生じ、WTCについては本市負担が現実化している（表－13）。

これらに共通する問題点として「事業マネジメントの視点の欠如」が挙げられる。

- 事業着手前に、発生し得る財務リスクの把握や事業の実現可能性について、客観的かつ経営的見地から十分な検討が実施されなかったこと
- 大規模事業にもかかわらず、意思決定に至るプロセスが不明瞭であり、事業実施責任主体が明確でなかったこと
- 事業計画策定時に、年次ごとの事業進捗度合いを測る定量的な指標（KPI：主要目標進捗度合いの測定値）を未設定、事業の見直し基準・撤退基準等を未策定であったこと
- 社会経済情勢の変化への適時、的確、柔軟な対応ができなかったこと

したがって、二度と同じ轍を踏むことは許されず、大規模事業に係る所属は、前述した4点を認識しつつ、今後組織されるリスク管理の枠組みに沿って、適切に事業に取り組まれない。また市政改革室は、市長直轄部門として大規模事業自体の進捗管理のモニタリング責任を担い、適時、適切にリスクの顕在化と肥大化を防止するよう努められたい。

表 - 13 過去の大規模事業における損失等の状況

種 類	事業名称	内 容
再開発事業	阿倍野再開発事業	・収支不足額1,956億円（平成28年度末見込）
土地信託事業	オーク	・土地・建物の売却額として91億円を得ているものの、銀行側の立替金637億円を和解金として本市が銀行側に支払
	オスカードリーム	・土地・建物の売却額として14億円を得ているものの、銀行側の立替金283億円を和解金として支払
外郭団体 （損失補償等）	WTC （大阪ワールドトレード センタービルディング）	・損失補償（注）：424億円 ・出資金等毀損：275億円 （平成24年度 会社更生計画の認可に基づく）

（出典）本市関係所属公表資料に基づき、監査部とりまとめ

（注） 損失補償とは、外郭団体等の借入金について会社が返済できない場合に、会社更生計画の認可に基づき、大阪市が負担するものである。WTCについては、経営の破綻により424億円が履行された。
このほか、MDC（湊町開発センター）、ATC（アジア太平洋トレードセンター）、クリスタ長堀

についても本市が損失補償を行うこととなっているが、この３社は現在借入金を返済中であり、本市の負担は発生していない。

- ・MDC：損失補償 92 億円及び未払利息等、追加出資 24 億円（平成 15 年度特定調停の内容）

＊平成 28 年度末時点の損失補償見込額 42 億円

- ・ATC：損失補償 401 億円及び未払利息等、追加出資 40 億円（平成 15 年度特定調停の内容）

＊平成 28 年度末時点の損失補償見込額 202 億円

- ・クリスタ長堀：損失補償 150 億円及び未払利息等、追加出資 15 億円（平成 17 年度特定調停の内容）

＊平成 28 年度末時点の損失補償見込額 77 億円

（市政改革室、経済戦略局、都市計画局、都市整備局、建設局、港湾局）

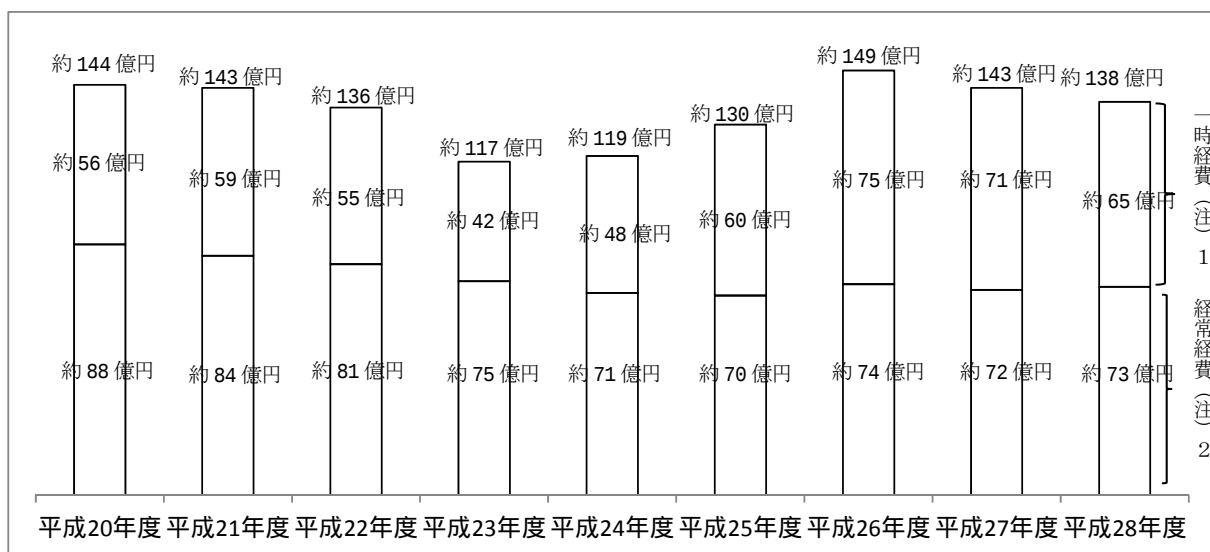
オ ICT 経費について

● 確認した事実等

市副情報統括責任者（ICT 戦略室活用推進担当部長）は、ICT 関連予算編成手続に関与し、ICT 関連経費における「経常経費」の抑制を図る取組を進めている。

平成28年度末時点における本市情報システムは153システム（昨年度比3システム減）を数え、平成28年度決算額は基幹系システムの再構築を終えたことなどにより約138億円と前年度に比し約5億円の減となっている。ICT 関連経費の推移は図－9のとおりであり、平成20年度から平成28年度にかけて ICT 関連経費として、計約1,219億円が執行されている。

図 - 9 ICT関連経費決算額の推移（平成29年7月現在）



(注) 1 一時経費とは、新規・再構築の開発経費や制度変更に伴う改修経費、機器の更新（5～6年に1度）に伴う経費など、一時的に発生する経費をいう。

2 経常経費とは、運用保守費、機器リース費、回線費用などシステムを運用する上で毎年必要となる経費をいう。

ペーパーレス化やテレワーク、スマートフォン等のあらたなデバイスの活用等による業務の効率化に伴う行政コストの削減はもとより、データのオープン化によるきめ細かな行政情報の提供、データ分析による市民ニーズの把握と的確な施策の実施、リアルタイムの情報提供による市民協働型の地域課題解決、窓口処理の迅速化等、ICTの活用は行政運営の効率化及び市民サービスの向上を図る観点からますます重要性を増している。それに応じて、各施策の目標に応じた効果測定の指標の設定とその検証も、効率的な行財政運営を実現する上で重要性を増していくと考えられる。

一方で、個人情報保護への対応など、ICTの安全対策の観点から、新たなセキュリティ投資も必要な状況にある。

本市では、最先端ICT都市の実現を目指し、ICTに係る取組をスピード感を持って全市的に強力に推進していくため、平成28年3月に「大阪市ICT戦略」及び「大阪市ICT戦略アクションプラン」を策定し、ICTの徹底活用と適正利用の取組を定めるとともに、同年4月にICT戦略室を設置し、取組体制を刷新した。

ICTの適正利用に向けた具体的施策としては、ICT経費の抑制に加えて、情報システムの安全性・信頼性の向上に取り組むことを目指しているが、過年度の監査において、ICTの管理に係る基本的なルールが遵守されていないことを含めて情報システムの安全性・信頼性確保に向けた運用管理体制に不十分な点が見受けられた。これは、ICTに関する内部統制が十分に機能していないこと、また、専門知識を有する内部人材が不足していることが原因であり、それが基本的な事務処理誤りの頻発、

外部業者への安易な依存及び委託業務に対する不十分な指導・監督につながり、システムの品質低下を招く結果となっている。

また、行政事務とは別に、学校教育へのＩＣＴの活用として、近年、学校教育ＩＣＴ活用事業として生徒・児童が１人１台使用できることを目的とした全小中学校へのタブレットの配布や、校務支援システムの整備等が進められ、平成２８年度も引き続き３３億円という多額の金額が投資されている。学校園の運営に係る情報システム等の経費の推移は表－１４のとおりであり、平成２５年度から平成２８年度にかけて、計約１００億円が執行されている。

表－１４ 学校園の運営に係る情報システム等に係る費用

(単位：百万円)

システム名 又は事業名	学校教育 ＩＣＴ	校務支援 システム	大阪市情報教育 ネットワーク システム	教職員 勤務情報 システム	健康管理 システム	計
平成２５年度	—	１，１８０	１，０７３	８１	—	２，３３４
平成２６年度	２１７	１，０６１	８９０	３１	３０	２，２２９
平成２７年度	４４９	８６８	８０５	７	６	２，１３５
平成２８年度	１，６５３	８６７	７１９	８２	６	３，３２７

【意見】

ＩＣＴ戦略室は、大阪市ＩＣＴ戦略を着実に推進するため、現在稼働中の業務システムについては最適化と運用経費の圧縮を図りたい。また、学校教育分野を含む新たなＩＣＴ投資については、全市的観点から費用対効果を事前事後に検証できるスキームを構築するなど、ＩＣＴ経費に係るモニタリング機能を一層充実させること等により、有効かつ効率的なＩＣＴ投資を実現できるよう指導的役割を発揮されたい。加えて、ＩＣＴ戦略室の指導力の向上や、各システム所管所属におけるＩＣＴ管理の改善に向けて、専門人材の確保・育成や基礎的教育の徹底にも一層努められたい。

さらに、情報システムの安全性・信頼性の確保に向けて、ＩＣＴの管理に係る専門人材の配置のあり方について検討するとともに、情報システムの運用管理体制の再構築等の実施、基本的なルール遵守の徹底及び受託事業者への適切な管理・監督を実施されたい。

(ＩＣＴ戦略室)

カ 公の施設^(注)の指定管理について

● 確認した事実等

契約管財局作成の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によれば、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入されたものであり、公の施設の設置者である本市は、設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者による施設の管理運営状況について適宜点検・確認等を行い、必要に応じて指導・監督・協議等を行うとされている。

本市においては、平成 16 年度より順次導入を進めてきており、平成 29 年 4 月 1 日現在の導入施設数は 361 施設となっている。平成 28 年度において、本市が指定管理者に支出している業務代行料は総額 132 億円であり、指定管理者が協定書に基づき本市に納めている納付金等は総額 38 億円となっている（表－15）。

（注） 公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。

表 - 15 指定管理者制度導入施設数と関連決算の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
導入施設数	359	363	370	378	362	361
業務代行料（億円）	131	134	139	143	132	—
納付金（億円）	20	23	35	37	38	—

（注） 導入施設数は、各年度 4 月 1 日の数値である。

しかし、過年度の監査結果として、施設所管所属では指定管理業務に精通している職員が減少し、施設管理に関わる責任の所在が不明確になる傾向が伺われる。そのため、指定管理者から提出された収支報告書・業務報告書等の確認や、指定管理者が管理する備品の管理に不十分な点がある等、チェック機能不全に陥り、指定管理者に対する監督責任が十分に果たされていない事例が少なからず見受けられた。

また、契約管財局を事務局とする指定管理者制度検証チームが指定管理者制度の問題点等の検証を行い、平成 27 年 3 月に「大阪市における指定管理者制度検証結果」を公表したが、指定管理者制度の導入目的の一つである経費の節減については、何ら触れていない。

【意見】

施設所管所属は、指定管理者制度導入の目的達成に向け、公の施設の設置者としての責任を再認識した上で、指定管理者に対する監督責任を確実に果たすために、施設の管理運営状況及び指定管理者からの報告書の正確性を適時適切に確認することにより、本来の目的である住民サービスの向上が果たされているか、経費の節減等が達成されているかの検証を行われない。

また、業務代行料の削減等については、従来の発想から転換し、新たな工夫を行うことが重要である。その顕著な効果が現れた好例が、大阪城公園施設であり、従来は関連する支出が収入を超過していたところ、平成 27 年度の PMO 事業^(注) 導入後は、業務代行料を支出せず 2 億円を上回る納付金を本市が得ている。他の施設においても、協定書の見直しや仕組みを工夫することなどにより、業務代行料の削減や本市への納付金の増加につながるような仕組みの構築を検討されたい。

(注) PMO 事業とは、民間事業者が公園や公園施設の指定管理者となり、公園全体の総合的・戦略的なマネジメントを実施しながら、柔軟かつ優れたアイデアや活力を活かし、世界的な観光拠点に相応しいサービスの提供や事業の実施、新たな魅力ある施設の整備を行う事業をいう。

(24 区役所、経済戦略局、市民局、福祉局、
こども青少年局、環境局、都市整備局、
建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局)

キ 地域活動協議会における中間支援組織等のあり方について

● 確認した事実等

平成 24 年度以降、各区においては、地域活動協議会の形成及び活動を効果的に支援するため、事業者への委託等により、中間支援組織等^(注) を活用してきた。

(注) 東淀川区では平成 27 年度から、旭区では平成 29 年度から、事業者への委託方式から中間支援機能を持った人材を嘱託雇用する手法に変更している。

この中間支援組織等は、会計事務の支援をはじめ幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導等様々な業務を担っている。平成 28 年度においては、これらの中間支援組織等に対して、総額約 4 億円の委託料等が支出されている。

しかし、中間支援組織等が実施している地域活動協議会に対する会計事務等の支援に関して、平成 28 年度の包括外部監査において、各区の地域活動協議会の運営における改善が必要な事象が多数検出されており、各区の中間支援組織等の会計事務の支援にレベル差があることが言及されている。また、過年度の住民監査請求の際に、特定の区で地域活動協

議会の決算事務に同様の不十分かつ不適切な点が見受けられた。

【意見】

区役所は、中間支援組織等の活用に当たり、地域活動協議会に対する会計事務の支援はもとより、地域活動の担い手の発掘・育成や資金確保に向けた支援など、中間支援組織等を有効に機能させるために、委託契約書の内容に記載された業務が適切に実施されているか、所期の効果が得られているかといった業務状況等について定期的に検証するとともに、適切な指導を実施されたい。

また、区役所及び市民局は、連携して中間支援組織等のあり方やその十分な活用方法について引き続き検討されたい。

(24 区役所、市民局)

ク 個人情報に係る事務処理誤り等の防止について

● 確認した事実等

本市は、市民等の個人情報を保有して行政事務を執行しており、日々の業務においては、大阪市個人情報保護条例などの関係規程に基づき、個人情報を適正に取り扱うことが求められている。そこで、本市では、典型的な個人情報に係る事務処理誤り等（誤送付、誤交付、持出、紛失など）が発生する可能性のある事務について、平成 22 年度から遵守すべきルールを重要管理ポイントとして設定することにより、適正化を図ってきた。また、平成 28 年度は防止の取組として、事務処理誤り等の発生傾向に即した対応策を内容とした職場研修や重要管理ポイントの総点検などを引き続き実施している。

その結果、平成 28 年度の個人情報に係る事務処理誤り等の発生件数は、過去最多であった平成 27 年度の 308 件に比して 75 件減の 233 件となったものの、未だ 200 件を超える事務処理誤り等が発生している（表－16）。

表 - 16 個人情報に係る事務処理誤り等発生件数の推移

(単位：件数)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
202	248	264	308	233

上記の 233 件のうち、個人情報を取り扱う事務であるにもかかわらず、重要管理ポイントの遵守違反等があった事案が 140 件（60.1%）も占めている。

【意見】

近年の個人情報に係る事務処理誤り等の発生件数は依然として 200 件を上回っており、防止の取組効果が十分に現れていない状況にある。

個人情報に係る事務処理誤り等の発生は、個人情報の流出につながる重要な問題であり、関係する市民が多なる不利益を被るとともに、本市に対する信用の低下や訴訟リスク、さらには事後処理に係る職員の事務コストも生じていることを十分認識すべきである。

したがって、各所属においては、典型的な個人情報に係る事務処理誤り等が発生する可能性のある事務について重要管理ポイントを遵守することにより、再発防止を徹底されたい。また、今後遵守すべきルールからの逸脱を繰り返す職員やその管理監督者に対しては厳しく対処されたい。

（総務局、全所属）

ケ 時間外勤務の削減について

● 確認した事実等

時間外勤務は本来業務の必要性に応じて臨時的に上司より命じるものであり、それが常態化することがあってはならない。また、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るために必要な環境整備が求められている。

人事室は時間外勤務を縮減するために、平成 20 年 4 月に「時間外勤務の縮減にかかる指針」を策定し、業務執行の効率化、時間外勤務命令の適正化、職員が退庁しやすい職場環境の確保など時間外勤務の削減に取り組んでいる。

平成 28 年度からは新たな取組として、年間の時間外勤務が 720 時間を超過した場合には、時間外勤務状況報告書に所属長の意見を記入し人事室に報告することや、次年度に長時間勤務改善状況報告書を提出することを求めている。また、人事室の担当者が前年度の時間外勤務時間が累計 720 時間を超える職員が在籍する所属を対象に、理由や改善に向けた方策などのヒアリングを実施している。

その結果、平成 27 年度における時間外勤務時間が累計 720 時間を超える職員は 24 部署 53 人であったのに対して、当該部署における平成 28 年度の時間外勤務時間が累計 720 時間を超える職員は 8 部署 28 人となったが、依然として、時間外勤務時間が特定の部署に偏っている状況にある。

さらに、時間外勤務に伴う超過勤務手当は選挙等特別な事由を除いて、平成 28 年度においても、全市（公営企業会計除く）で 58 億円と、多額の支出がなされており（表－17）、1 人当たりの年間時間外勤務時間が多い所属についても、固定化する傾向が見受けられる。

表 - 17 超過勤務手当（選挙等特別な事由による時間外勤務を除く）及び
1 人当たりの年間時間外勤務時間の推移（注）¹

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
金額（百万円）	6,155	5,846	5,757	5,960	5,833
1 人当たり 年間時間（注） ²	104	106	106	120	114

（注） 1 平成 27 年度以降は、課長代理級職員を含む。

2 平成 27 年度以降は、公益法人等派遣職員を含まない。

加えて、過年度の監査において、超過勤務命令等を受けずに職員が長時間にわたり業務に従事するなど、管理職員による勤務時間管理が徹底されていない等の状況が見受けられた。

本市人事委員会から提出された「職員の給与に関する報告及び勧告」においても、長時間勤務の是正を重要な課題とした言及がなされている。

【意見】

時間外勤務は、長時間勤務による生産性の低下や職員の健康への悪影響等を招くだけでなく、コスト増加にもつながる。生産性の高い組織風土に方向転換するため、各所属は、人事委員会勧告を踏まえて、重層的かつ形式的な管理プロセスの簡素化及び平易化、特定部署・特定職員への業務偏重の解消、不要な業務の廃止等による業務の合理化を推進されたい。

また、人事室はモニタリングを強化されたい。

（人事室、全所属）

コ 公立大学法人大阪市立大学について

● 確認した事実等

公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）は、平成 18 年 4 月に公立大学法人化され、その運営に当たって、地方独立行政法人法の規定により本市が策定・指示する中期目標に基づき、それを達成するための中期計画を策定している。この計画の進捗については、市立大学が年度計画を策定し、各年度の業務実績について、本市が設置している公立大学法人大阪市立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けている。

現在の第二期中期計画は平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間をその期間とし、重点的に取り組む項目として、①都市大阪のシンクタンク、「都市科学」分野の教育・研究・社会貢献、②専門性の高い社会人の育成、③国際力の強化の重点三戦略を掲げている。特に、「都市科学」分野においては、科学技術の発展と産業創生に寄与するため、都市の健康科学、人工光合成など都市の次世代エネルギー研究の実用化に向けて産学官連携活動に取り組んでいる。

これらの取組を含めた市立大学の運営に当たり、本市から市立大学に対する財政的援助として、平成 28 年度において、運営交付金・補助金・貸付金を合わせて約 145 億円が支出されている（表－18）。

表 - 18 市立大学への財政的援助の推移

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運営費交付金	13,309	12,773	12,395	12,178	12,678
補助金	787	485	32	418	838
貸付金	786	1,072	1,110	921	1,000
合計	14,882	14,330	13,537	13,517	14,515

財政的援助の大半を占める運営費交付金については、地方独立行政法人法第 42 条に基づき市立大学に交付しているものであるが、その原資が市民からの税金であることを踏まえ、市立大学には教育研究機能の充実はもとよりその社会貢献機能の充実も求められる。

市立大学においても、第2期中期目標及び中期計画において社会貢献に関わる項目として、

- ・シンクタンク機能の発揮（連携協力に関する本市との基本協定の締結など）
- ・研究機関との連携（博物館との連携協定など）
- ・市民への公開講座の実施
- ・地域小中学校との連携をはじめとした地域貢献
- ・地域産業との連携による地域の活性化

などを掲げ、取り組んでいるとのことである。

【意見】

現在、東京圏への一極集中が進み、本市を中心とする関西圏の地盤沈下が危惧されている。これには様々な要因があろうが、従来関西が大きな役割を果たしてきた産業が衰退する中、消費者のニーズに合わせた新たな産業への展開など時代の変化に対応できなかったことが考えられる。

市立大学は、大阪における高等教育機会の提供や病院経営、学術研究拠点としての役割を担っており、歴史的に多くの教育研究活動の成果を生み出してきた。しかし、本市から多額の交付金等を受けていることを踏まえれば、市民への還元を更に強く意識した教育研究や、大阪の産業発展に寄与する研究等に取り組まれることが期待される。

市立大学は、この間、人工光合成や医学研究科を中心とした健康科学などの分野で、研究成果の実用化に向けた産学官連携の取組を進めているものの、今後の発展が期待されるAIを始めとした新たな産業分野への研究やビッグデータの活用にも更に率先して取り組み、その研究成果をまちづくりや医療、福祉等を含む大阪の産業創生に活かすべく、長期的な観点からの大阪市民への還元につながるよう、更に努められたい。

（経済戦略局）

(3) 特別会計意見

ア 国民健康保険事業会計について

● 確認した事実等

国民健康保険事業会計の平成28年度決算は74億円の赤字となっており（歳入3,666億円、歳出3,740億円）、翌年度予算から歳入を繰り上げて補填することで収支差額を解消している。

また、平成28年度の単年度収支^(注)は64億円の黒字であり、これは過去に過大に交付された国の負担金の精算額が例年より少なかったことなどによるものである（表－19）。

(注) 単年度収支（64億円黒字）とは、当該年度の歳入歳出差引額（74億円赤字）から前年度の歳入歳出差引額（138億円赤字）を差し引いた額をいう。

表 - 19 国民健康保険事業会計の決算額の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入	3,161	3,201	3,213	3,714	3,666
うち一般会計繰入金	414	407	423	441	432
うち保険料（現年度分）	563	572	567	550	540
歳出	3,315	3,330	3,336	3,852	3,740
うち保険給付費	2,125	2,142	2,150	2,176	2,097
うち保険事業費	52	50	50	59	56
歳入歳出差引額 （累積収支）	△154	△129	△123	△138	△74
繰上充用額	154	129	123	138	74
収支差額	0	0	0	0	0
（参考）単年度収支	24	25	6	△15	64

一方、国民健康保険制度においては、事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であるが、原則どおりでは市民の保険料負担が重くなることから、毎年度一般会計から市税等を繰り入れており、平成28年度の一般会計繰入金は、法定軽減等及び職員費・事務費等の義務的繰入並びに本市独自減免及び保険料抑制等の任意繰入を合わせ432億円となっている（表－20）。

表 - 20 国民健康保険事業会計への一般会計繰入金の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計繰入金	414	407	423	441	432
義務的繰入	222	224	244	292	287
任意繰入	192	183	179	149	145

平成28年度の保険料収納率（表－21、図－10）は、滞納整理事務の取組強化や徴収業務の適正化等の収納努力により、88.62％と前年度に比べ0.66ポイント上昇している。しかし、回収が極めて困難な整理債権が平成27年度末25億円から平成28年度末に30億円と増加しており、不現住分を除いた収入未済額は174億円と、「市政改革プラン2.0」で設定している168億円を達成しておらず、依然として多額の滞納状況が続いている。

表 - 21 保険料収入等の推移

(単位：億円、％)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保険料収入 ^{(注) 1}	563	572	567	550	540
収納率 ^{(注) 1}	85.33	85.72	86.81	87.96	88.62
未収額 (不現住を除く。) ^{(注) 2}	229	224	211	191	174
不納欠損 ^{(注) 3}	74	63	54	47	42

(注) 1 保険料収入、収納率は現年賦課分(不現住(平成28年度2億円)・還付未済額(平成28年度2億円)を除く。)

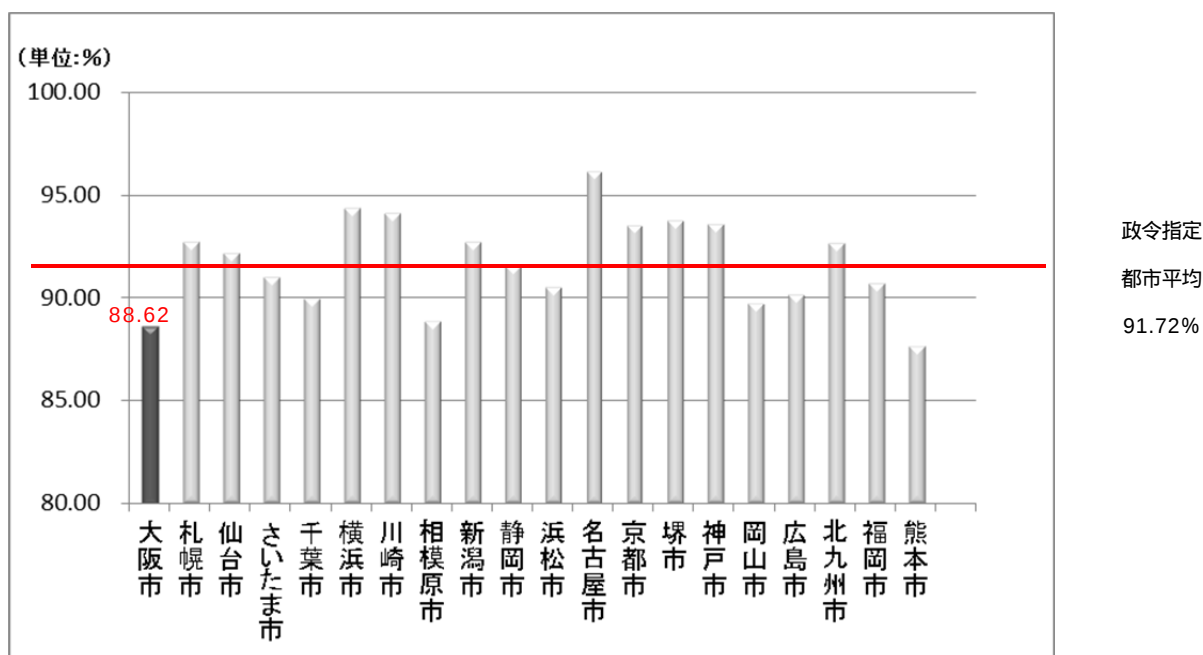
2 不現住とは、現地調査を経て被保険者が転出若しくは転居しているか、または、届出地に居住していないことをいう。

3 不納欠損とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として計上される。

口座振替率（平成28年度）

大阪市 46.9％（政令指定都市平均 46.8％）

図 - 10 平成 28 年度 国民健康保険料収納率 各都市比較



(注) 不現住及び還付未済額を除いた収納率である。ただし、データ入手の都合上、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、熊本市は不現住を含む。

また、医療費適正化の取組として、レセプトの内容点検について、平成28年度から新たに電子レセプトデータの活用による点検システムの導入を行うとともに、後発医薬品について、更なる普及を行う（後発医薬品使用割合：平成28年3月時点58.9%→平成29年3月時点64.1%）など、取組の強化を行っているところである。

表 - 22 国民健康保険事業会計 保険事業費の推移

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保険事業費	5,175	4,998	4,987	5,873	5,572
職員費	3,013	2,833	2,874	2,808	2,728
事務費	1,027	1,069	1,174	1,935	1,697
運営協議会費	0	1	1	1	1
徴収費	617	606	664	698	732
診療報酬審査支払費	517	489	273	432	415

【意見】

国民健康保険事業会計の財政状況改善には、歳入、歳出両面から体系的な取組の強化が求められる。

歳入については、口座振替による納付方法への切替えに加え、悪質な滞納者に対する滞納処分の強化を行うなど、さらなる収納率の向上に努められたい。

歳出については、保険給付費（2,097億円）について、医療費適正化の取組として、引き続きレセプトの内容点検の強化や医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の充実を行うとともに、頻回受診や医薬品の重複処方を避けるための工夫を図るなど適正化を一層進められたい。また、保険事業費（56億円）について、更なる事務の効率化が図られるよう検討されたい（表－22）。

また、平成30年度から、国民健康保険の都道府県単位化として、都道府県が財政運営の責任主体となり運営の中心的役割を担うこととなっているが、移行に当たっては、十分な市民への周知を行うとともに市民負担に配慮しながら円滑に進むよう、取り組まれたい。

（福祉局）

監 第 5 2 号
平成 29 年 9 月 28 日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	木 下 誠
同	荒 木 幹 男

平成 28 年度基金の運用状況審査意見の提出について

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、平成 28 年度基金の運用状況について審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 28 年度基金の運用状況審査意見

1 審査の対象

訴訟関係供託基金運用状況

大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金運用状況

物品購買基金運用状況

小口支払基金運用状況

不動産運用基金運用状況

災害救助基金運用状況

高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金運用状況

中小企業融資基金運用状況

建物移転運用基金運用状況

大阪市都市再開発融資基金運用状況

大阪市住宅建設資金等融資基金運用状況

大阪市立学校維持運営基金運用状況

大阪市美術品等取得基金運用状況

2 審 査 の 方 法

平成 28 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、会計管理者保管の財産記録管理簿及び各所属保管の基金整理簿等と照合した。

また、基金の運用状況について関係職員から聴取するとともに、基金の運用に伴う関係書類を抽出により審査した。

3 審 査 の 結 果

平成 28 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、関係諸帳簿と符合し正確であると認められた。

また、基金の運用状況については、おおむね適正であると認められた。

審査の結果は、次のとおりである。

(基金の運用状況)

基 金 名	27年度末 基金総額	当年度中 基金増 減	運 用 額		28年度末基金総額		
			運用(増加)額	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
訴訟関係供託基金	千円 250,000	千円 0	千円 1,200	千円 47,350	千円 33,188	千円 216,812	千円 250,000
大阪市都市開発 拠点整備事業用地 取得基金	0	0	0	0	0	0	0
物品購買基金	30,000	0	122,804	122,448	1,564	28,436	30,000
小口支払基金	20,000	0	69,290	69,442	5,488	14,512	20,000
不動産運用基金	20,642,806	0	714,933	2,731,240	17,973,496	2,669,310	20,642,806
災害救助基金	500,000	0	6,683	3,925	6,683	493,317	500,000
高齢者及び重度 身体障害者住宅 整備資金貸付基金	22,470	0 22,470	0	22,461	0	0	0
中小企業融資基金	0	80,305,000 80,305,000	56,578,000	56,578,000	0	0	0
建物移転運用基金	2,000,000	0	23,960	298,142	1,311,527	688,473	2,000,000
大阪市都市再開 発 融 資 基 金	0	133,500 133,500	133,500	133,500	0	0	0
大阪市住宅建設 資金等融資基金	0	438,290 438,290	438,290	438,290	0	0	0
大阪市立学校 維持運営基金	250,000	0	20,813	21,774	6,940	243,060	250,000
大阪市美術品等 取得基金	3,000,000	0	0	0	2,938,028	61,972	3,000,000
計	26,715,276	80,876,790 80,899,260	58,109,473	60,466,571	22,276,914	4,415,892	26,692,806

(注) 高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金については、平成 28 年 4 月 1 日付けで廃止している。

意 見

地方自治法第241条に基づく定額の資金を運用するための基金は、当年度末現在で12基金、基金総額266億9,200万円であって、前年度に比べ2,200万円の減となっている。

なお、中小企業融資基金、大阪市住宅建設資金等融資基金等においては、年度中に増額し、年度末に全額減額されている。

運用状況については、13基金を合わせて581億900万円を運用（増加）し、604億6,600万円を回収（減少）した。この結果、当年度末の運用中の額（現在額）は222億7,600万円で、現金残額は44億1,500万円となっている。

この中で、大阪市美術品等取得基金において運用額29億3,800万円の回収が滞っているが、これは新美術館の建設計画が延期されていることにより、美術品購入に要した資金を一般会計から基金に繰戻すことが遅れているものである。

監 第 5 3 号
平成 29 年 9 月 28 日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大阪市監査委員	貴	納	順	二
同	松	井	淑	子
同	木	下		誠
同	荒	木	幹	男

平成 28 年度大阪市西町外 16 財産区

歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 28 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 28 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算審査意見

1 審査の対象

平成 28 年度	大阪市西町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市加島町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市江口町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市豊里町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市山口町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市中川町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市両国町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市北清水町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市野江町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市蒲生町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市放出町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市鶴見町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市茨田焼野町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市長吉長原町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市長吉川辺町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市長吉出戸町財産区歳入歳出決算
平成 28 年度	大阪市乾町財産区歳入歳出決算

上記各財産区歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

2 審 査 の 方 法

平成 28 年度各財産区歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、それぞれ当該区会計管理者が保管する関係書類と照合した。

また、歳入歳出予算の執行状況についてそれぞれ当該区関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を審査した。

3 審 査 の 結 果

平成 28 年度各財産区歳入歳出決算書等の計数については、いずれも正確であると認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、適正であると認められた。

平成 28 年度各財産区の決算額は、次表のとおりである。

財 産 区 名	予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引残額
西 町（淀川区）	千円 10,216	千円 10,214	千円 2,067	千円 8,147
加 島 町（"）	17,878	17,910	22	17,888
江 口 町（東淀川区）	77,998	78,109	669	77,440
豊 里 町（"）	2,346	2,390	0	2,390
山 口 町（"）	23,789	23,996	600	23,396
中 川 町（生野区）	119,846	117,818	2,187	115,630
両 国 町（旭 区）	57,752	57,753	1,437	56,315
北 清 水 町（"）	4,838	4,601	201	4,400
野 江 町（城東区）	1,251	83	30	53
蒲 生 町（"）	3,465	3,467	25	3,442
放 出 町（鶴見区）	26,327	26,601	1,920	24,681
鶴 見 町（"）	144,890	144,428	9,805	134,624
茨田焼野町（"）	5,885	5,908	2,268	3,640
長吉長原町（平野区）	60,930	60,943	882	60,061
長吉川辺町（"）	4,057	4,088	1,066	3,022
長吉出戸町（"）	429	429	193	236
乾 町（"）	1,597	1,597	1,150	447
合 計	563,494	560,336	24,523	535,813

（注）歳入歳出差引残額は、全額を翌年度へ繰り越している。

